

## 下水道区域の見直しについて

### 1 経緯

- ・市では、効率的な汚水処理施設整備構想に関するマニュアルに基づき、公共下水道及び農業集落排水施設による整備区域の一部を合併処理浄化槽による汚水処理区域に見直し、平成28年度策定の青森県汚水処理施設整備構想（第4次構想）に反映させた。

### 2 更なる見直し要請

- ・令和3年国では、人口減少等の近年の社会状況の変化や厳しい財政事情に加え、早期整備と持続可能な汚水処理システムの構築のため、真に下水道が必要な区域について見直しを行うよう各自治体に要請。
- ・これを受け県では、県内各市町村の汚水処理施設整備方針をまとめた青森県汚水処理施設整備構想の第5次構想を策定することとし、市では下水道区域の見直しに着手した。

### 3 青森市下水道区域の見直し

早期の概成による持続可能な汚水処理システムの構築に向けて、以下①②のとおり下水道区域の見直しを行う。

- ①立地適正化計画の居住誘導区域 … 原則整備を進める。
- ②居住誘導区域以外 … 整備着手の状況や連坦する地区における着手までに要する期間、及び地区の一体性、地形等を考慮し、(1)～(4)のとおりとする。

- (1) 整備着手済地区：現在整備中の地区については継続して整備することとし、居住誘導区域を越えても幹線道路等により分断される区域までは整備。  
(新城、平岡、妙見、矢田、三本木、大釈迦の一部)
- (2) 着手までの期間：下水道管は処理場に近い方から整備を行うため、整備中の地区の完了後に次の地区に着手することとなり、相当な期間を要することから未着手地区は合併浄化槽区域へと見直し。  
(三内丸山、荒川、横内、戸山、大釈迦の一部等)
- (3) 既存条件：流通団地については、組合により下水道管が整備済みであり、隣接する農業集落排水への接続管等により取り込めることから下水道区域とする。
- (4) 地形条件：新中央埠頭といった臨港地区の一部については、居住誘導区域内であっても家屋等がない地区は合併浄化槽区域とする。  
(新中央埠頭、青い海公園)

- ・公共下水道及び農業集落排水による区域以外は合併処理浄化槽による汚水処理へ変更。  
(資料②、③参照)

※居住誘導区域：人口減少の中にあっても一定エリアに人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう誘導すべき区域

### 4 今後の予定

- ・令和5年4月下旬～5月上旬・・・構想案及び構想図のパブリックコメント（県）
- ・令和5年7月下旬・・・・・・・・・・・・構想策定・公表（県）